

Ⅳ 監査に係る研修について

高度に専門的な知識や技能が要求される監査委員事務局職員の研修について、その研修体制や研修内容等の実態及び今後の方針を調査するとともに、監査委員を対象とした研修についても併せて調査を行った。

(1) 監査委員事務局職員の研修体制（図表 2 3）

監査委員事務局の研修体制について、知事・市（区）長部局の研修体制とは異なる独自の研修や他の自治体の監査委員事務局等との連携の有無等について調査したところ、「知事・市（区）長部局の研修体制に基づく研修のほか、他の自治体の監査委員事務局や監査委員協議会などと連携した研修体制を組んでいる」と回答した団体が 8 4 団体で最も多く、全調査団体の 5 0 . 6 % を占めている。

なお、「その他」と回答した団体の具体的な回答内容をみると、会計検査院全都道府県内部監査業務講習会、自治大学校監査専門課程、市町村職員中央研修所専門研修実務課程（監査事務）などを活用している団体がみられた。

団体種類別の内訳でみると、都道府県及び政令指定都市においては「知事・市（区）長部局の研修体制に基づく研修のほか、監査委員事務局独自の研修も行っている」と回答した団体が最も多く、4 0 % 以上の団体が監査委員事務局独自で研修を行っているが、中核市、特例市及び特別区においては独自研修を実施している団体は比較的少なく、他の自治体等との連携により研修を実施している団体数が独自研修を実施している団体数を上回っている。

図表23 監査委員事務局職員の研修体制

区分	(単位:団体数, %)					
	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	特別区
合計	166 (100.0)	47 (100.0)	17 (100.0)	35 (100.0)	44 (100.0)	23 (100.0)
知事・市(区)長部局の研修体制に基づき実施しており、監査委員事務局独自の研修は行っていない	15 (9.0)	2 (4.3)	1 (5.9)	5 (14.3)	7 (15.9)	0 (0.0)
知事・市(区)長部局の研修体制に基づく研修のほか、監査委員事務局独自の研修も行っている	40 (24.1)	19 (40.4)	8 (47.1)	9 (25.7)	4 (9.1)	0 (0.0)
知事・市(区)長部局の研修体制に基づく研修のほか、他の自治体の監査委員事務局や監査委員協議会などと連携した研修体制を組んでいる	84 (50.6)	15 (31.9)	7 (41.2)	20 (57.1)	28 (63.6)	14 (60.9)
監査委員事務局独自(他の自治体等との連携を含む)で研修体制を組んでいる	19 (11.5)	6 (12.8)	1 (5.9)	0 (0.0)	4 (9.1)	8 (34.8)
その他	8 (4.8)	5 (10.6)	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (2.3)	1 (4.4)

(2) 監査委員事務局職員の研修内容(図表24-1, 24-2, 24-3)

監査委員事務局職員にとって、職務上必要だと思われる研修内容及び現に実施している研修内容について調査を行った。

監査委員事務局職員に必要な研修としては、「財務監査(普通会計)関係の実務にかかる研修」を選択した団体が最も多く、103団体にのぼっている。次いで、「公営企業会計監査関係の実務にかかる研修」「会計学・簿記など監査の基礎となる専門知識にかかる研修」の順で多くなっている。

「その他の研修」と回答した団体のなかには、「地方財政健全化法に基づく財政指標の監査の手法や手順等に係る研修」「監査の着眼点や、発見した問題点を指摘につなげていくための手法」といった回答もみられた。

図表24-1 監査委員事務局職員に必要とされる研修内容

区分	合計			都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	(単位:団体数、%)	
	団体数	順位別			団体数	%	団体数	%	団体数
		第1順位	第2順位	第3順位					
行政法・地方自治法など監査の基礎となる法制度にかかる研修	166 (100.0)	41	8	7	47 (100.0)	17 (100.0)	35 (100.0)	44 (100.0)	23 (100.0)
会計学・簿記など監査の基礎となる専門知識にかかる研修	56 (33.7)	40	31	13	8 (17.0)	5 (29.4)	14 (40.0)	21 (47.7)	8 (34.8)
財務監査(普通会計)関係の実務にかかる研修	84 (50.6)	60	28	15	26 (55.3)	11 (64.7)	9 (25.7)	27 (61.4)	11 (47.8)
工事監査の実務にかかる研修	103 (62.1)	0	4	4	31 (66.0)	13 (76.5)	22 (62.9)	26 (59.1)	11 (47.8)
公営企業会計監査関係の実務にかかる研修	8 (4.8)	10	42	36	6 (12.8)	1 (5.9)	1 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
財政的援助団体等監査関係の実務にかかる研修	88 (53.0)	0	18	14	29 (61.7)	10 (58.8)	21 (60.0)	26 (59.1)	2 (8.7)
行政監査関係(政策評価・行政評価等を含む)の実務にかかる研修	32 (19.3)	4	13	19	12 (25.5)	2 (11.8)	5 (14.3)	2 (4.6)	11 (47.8)
住民監査請求・住民訴訟関係の実務にかかる研修	36 (21.7)	4	15	49	14 (29.8)	4 (23.5)	10 (28.6)	6 (13.6)	2 (8.7)
その他の研修	68 (41.0)	4	1	1	12 (25.5)	4 (23.5)	17 (48.6)	18 (40.9)	17 (73.9)
無回答	6 (3.6)	3	6	8	3 (6.4)	1 (5.9)	1 (2.9)	0 (0.0)	1 (4.4)
	- (-)				- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

一方、現に実施している研修内容についてみると、監査委員事務局職員に必要な研修についての回答と同じく「財務監査（普通会計）関係の実務にかかる研修」を選択した団体が最も多かったものの、次いで「行政法・地方自治法など監査の基礎となる法制度にかかる研修」「住民監査請求・住民訴訟関係の実務にかかる研修」の順となっている点が異なり、必要だと考えている研修と現に実施している研修との間に乖離が生じていることがわかる。

図表24－2 監査委員事務局職員を対象に行われている研修内容

区分	(単位:団体数, %)					
	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	特別区
合計	166 (100.0)	47 (100.0)	17 (100.0)	35 (100.0)	44 (100.0)	23 (100.0)
行政法・地方自治法など監査の基礎となる法制度にかかる研修	92 (55.4)	24 (51.1)	11 (64.7)	22 (62.9)	23 (52.3)	12 (52.2)
会計学・簿記など監査の基礎となる専門知識にかかる研修	72 (43.4)	22 (46.8)	10 (58.8)	13 (37.1)	17 (38.6)	10 (43.5)
財務監査(普通会計)関係の実務にかかる研修	102 (61.5)	35 (74.5)	12 (70.6)	22 (62.9)	20 (45.5)	13 (56.5)
工事監査の実務にかかる研修	36 (21.7)	17 (36.2)	5 (29.4)	7 (20.0)	4 (9.1)	3 (13.0)
公営企業会計監査関係の実務にかかる研修	74 (44.6)	26 (55.3)	11 (64.7)	17 (48.6)	17 (38.6)	3 (13.0)
財政的援助団体等監査関係の実務にかかる研修	69 (41.6)	29 (61.7)	10 (58.8)	9 (25.7)	9 (20.5)	12 (52.2)
行政監査関係(政策評価・行政評価等を含む)の実務にかかる研修	49 (29.5)	18 (38.3)	6 (35.3)	11 (31.4)	8 (18.2)	6 (26.1)
住民監査請求・住民訴訟関係の実務にかかる研修	81 (48.8)	24 (51.1)	8 (47.1)	19 (54.3)	16 (36.4)	14 (60.9)
その他の研修	6 (3.6)	1 (2.1)	2 (11.8)	2 (5.7)	0 (0.0)	1 (4.4)
無回答	3 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (2.3)	1 (4.4)

この乖離をより正確にみるために、各研修内容ごとに、監査委員事務局職員にとって必要だと回答（優先順位第1位から第3位までの総合集計）した団体のうち当該研修を実施している団体数を調べたところ、必要だと考える団体が最も多い「財務監査（普通会計）関係の実務にかかる研修」については実施率（当該研修が必要だと回答した団体を母集団とし、その集団内で現に当該研修を実施している団体数の割合を百分率で表したもの）73.8%となっているが、次に多い「公営企業会計監査関係の実務にかかる研修」の実施率は55.7%、その次に多い「会計学・簿記など監査の基礎となる専門知識にかかる研修」の実施率は48.2%となっている。

図表24－3 監査委員事務局職員に必要とされる研修の実施率

（単位：団体数、％）

	「必要」と回答した団体 （第1～3順位計）	「必要」と回答した団体のうち 「実施」と回答した団体	実施率
のべ回答団体数	480	285	59.4
行政法・地方自治法など監査の基礎となる法制度にかかる研修	56	39	69.6
会計学・簿記など監査の基礎となる専門知識にかかる研修	83	40	48.2
財務監査(普通会計)関係の実務にかかる研修	103	76	73.8
工事監査の実務にかかる研修	8	6	75.0
公営企業会計監査関係の実務にかかる研修	88	49	55.7
財政的援助団体等監査関係の実務にかかる研修	32	20	62.5
行政監査関係(政策評価・行政評価等を含む)の実務にかかる研修	36	13	36.1
住民監査請求・住民訴訟関係の実務にかかる研修	68	40	58.8
その他の研修	6	2	33.3

(3) 監査委員事務局職員の能力開発についての今後の方針(図表25)

監査委員事務局職員の能力開発について今後の方針を調べたところ、「市町村職員中央研修所の専門実務研修課程(監査事務)を積極的に活用する」と回答した団体と「特に職員研修の枠組みにとらわれず、OJTや勉強会等により職員の能力開発を図る」と回答した団体がそれぞれ40団体ずつで最も多く、全調査団体の24.1%を占めている。ただし、都道府県を除く119団体についてみると、「市町村職員中央研修所の専門実務研修課程(監査事務)を積極的に活用する」と回答した団体は40団体(33.6%)であるのに対し、「特に職員研修の枠組みにとらわれず、OJTや勉強会等により職員の能力開発を図る」と回答した団体は25団体(21.0%)に留まっている。特に中核市及び特例市においては、市町村職員中央職員研修所を活用する方針を示した団体が約半数にのぼっている。

一方、「民間の監査法人等との連携による研修を実施する」と回答した団体は5団体であり、「外部監査の推進により職員の能力開発にかえる」と回答した団体はみられなかった。

図表25 監査委員事務局職員の能力開発についての今後の方針

区分	(単位:団体数, %)					
	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	特別区
合計	166 (100.0)	47 (100.0)	17 (100.0)	35 (100.0)	44 (100.0)	23 (100.0)
自治体内研修または共同研修において監査関係の研修を拡充する	35 (21.1)	8 (17.0)	7 (41.2)	5 (14.3)	4 (9.1)	11 (47.8)
自治体大学の監査専門課程を積極的に活用する	16 (9.6)	9 (19.2)	1 (5.9)	2 (5.7)	4 (9.1)	0 (0.0)
【市(区)のみ】市町村中央研修所の専門実務研修課程(監査事務)を積極的に活用する	40 (24.1)	0 (0.0)	1 (5.9)	17 (48.6)	21 (47.7)	1 (4.4)
民間の監査法人等との連携による研修を重視する	5 (3.0)	3 (6.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (8.7)
特に職員研修の枠組みにとらわれず、OJTや勉強会等により職員の能力開発を図る	40 (24.1)	15 (31.9)	7 (41.2)	10 (28.6)	4 (9.1)	4 (17.4)
現状を維持する	23 (13.9)	9 (19.2)	1 (5.9)	0 (0.0)	10 (22.7)	3 (13.0)
外部監査の推進により職員の能力開発にかえる	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	7 (4.2)	3 (6.4)	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (2.3)	2 (8.7)

（４）監査委員を対象とした研修の実施状況

各自治体において監査委員を対象とした研修の実施状況について、自由記述式で回答を求めたところ、「実施していない」「なし」などと回答（無回答を含む）した団体が８２団体で、全調査団体の約半数を占めている。また、具体的な研修方法について回答している団体の回答内容をみても、団体独自では研修を実施しておらず、全都道府県監査委員協議会連合会や全国都市監査委員会、あるいはブロックまたは都道府県単位の監査委員組織により開催されている講習会への参加が大半であった。

以下、独自で研修を行っているとは回答した団体を中心として、特徴的な事例を掲げる。

【都道府県】

○監査委員を対象とした研修は特に行っていないが、事務局職員を対象とした研修で外部から講師を招き講演を行う場合、識見委員は積極的に参加している。

○監査委員・事務局職員合同研修を次のとおり実施した。

- ・公認会計士による企業会計研修（４回実施）
- ・知事部局の担当職員を講師とした入札制度等専門研修（４回実施）

○新任の監査委員に研修を実施

- １ 方法 ・講師・・・課長以上の職員
・時間・・・１～２時間程度
- ２ 内容 ・監査委員制度の概要（監査委員の設置等に関する事項、監査委員の選任等に関する事項、代表監査委員に関する事項、監査委員の服務・職務に関する事項、監査委員の補助組織（事務局）に関する事項）
・監査の体系（種別）

○監査委員の研修については以下のとおり。

- ・新任研修（着任後実施）
- ・外部研修（NOMA等民間の研修の受講）
- ・監査委員・事務局職員対象の監査技術研修
- ・自治研修所の事業「課題対応スキル向上事業」を活用した監査技術研修の実施 等

【政令指定都市】

○研修という形式でないが、地方自治制度の改正内容や各種監査において論点となる事項については、必要に応じ、監査委員に対し事務局から説明の場を設けている。

○就任時に監査事務概要等を説明、以後監査委員協議会委員研修へ参加。

【東京都特別区】

○当事務局で作成した監査事務処理要領にもとづき、監査事務内容について研修する。研修時間は２時間程度である。